市議会令和７年第２回定例会

議 案 及 び 議 案 資 料

議案第１号～議案第１０号

（第１集）

柏　　市

目　　次

議 案 第　　１ 号　柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について …… １

議案第　１号資料　柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例について …… ５

議 案 第　　２ 号　柏市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定について …… ９

議案第　２号資料　柏市職員育児休業等条例の一部を改正する条例について ……１３

議 案 第　　３ 号　専決処分について（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について） ……１７

議案第　３号資料　柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例について ……２１

議 案 第　　４ 号　柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について ……２７

議案第　４号資料　柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について ……３５

議 案 第　　５ 号　柏市都市公園条例及び柏市民プール条例の一部を改正する条例の制定について ……４１

議案第　５号資料　柏市都市公園条例及び柏市民プール条例の一部を改正する条例について ……４５

議 案 第　　６ 号　柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について ……４７

議案第　６号資料　柏市民体育館条例の一部を改正する条例について ……５１

議 案 第　　７ 号　柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について ……５３

議案第　７号資料　柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例について ……６３

議 案 第　　８ 号　柏市アフタースクール条例の制定について　……７１
議案第　８号資料　柏市アフタースクール条例について　……８１
議 案 第　　９ 号　柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の
制定について　……８３
議 案 第 １ ０ 号　柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を
改正する条例の制定について　……９７
議案第１０号資料　柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を
改正する条例について　……１０５

議案第　１号

柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について

柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　６月　６日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に準じ，仕事と育児との両立に資する制度等を周知し，及び当該制度等の請求等に係る職員の意向の確認に係る措置を講じること等をしたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例

柏市職員勤務時間条例（昭和５３年柏市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第４条の２の３第１項及び第２項後段中「並びに第９条の４の２第１項」を「，第９条の４の２第１項並びに第１２条第２項」に改める。

第９条の３第１項中「第１２条第１項」を「第１３条第１項」に改める。

第１４条を第１５条とする。

第１３条の見出し中「勤務環境」を「介護両立支援制度等に係る勤務環境」に改め，同条を第１４条とする。

第１２条を第１３条とし，第１１条の次に次の１条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１２条　任命権者は，柏市職員育児休業等条例（平成４年柏市条例第４号。以下「育児休業条例」という。）第１２条第１項の措置を講じるに当たっては，同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第１２条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し，又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2　任命権者は，３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して，規則で定める期間内に，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し，又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3　任命権者は，第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては，当該意向に配慮しなければならない。

附則第５項を削る。

附　則

この条例は，令和７年１０月１日から施行する。ただし，附則第５項を削る改正規定は，公布の日から施行する。

議案第１号資料

柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例について

柏市職員勤務時間条例（昭和５３年柏市条例第３号）新旧対照表

改正前	改正後
(育児，介護等を行う職員の遅出勤務)	(育児，介護等を行う職員の遅出勤務)
第4条の2の3　任命権者は，小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該職員が現に監護するもの，児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この項，次条第1項，第4条の3第1項及び第2項並びに第9条の4の2第1項において同じ。)のある職員(規則で定める職員を除く。)が，規則で定めるところにより，当該子を養育するために請求した場合には，公務の運営に支障がある場合を除き，規則で定めるところにより，当該職員に当該請求に係る遅出勤務(始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。	第4条の2の3　任命権者は，小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該職員が現に監護するもの，児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この項，次条第1項，第4条の3第1項及び第2項，第9条の4の2第1項並びに第12条第2項において同じ。)のある職員(規則で定める職員を除く。)が，規則で定めるところにより，当該子を養育するために請求した場合には，公務の運営に支障がある場合を除き，規則で定めるところにより，当該職員に当該請求に係る遅出勤務(始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。
2　前項の規定は，第9条の3第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において，前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該職員が現に監護するもの，児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この項，次条第1項，第4条の3第1項及び第2項並びに第9条の4の2第1項において同じ。)のある職員(規則で定める職員を除く。)が，規則で定めるところにより，当該子を養育する」とあるのは，「第9条の3第1項に規定する要介護者のある職員(規則で定める職員を除く。)が，規則で定めるところにより，当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。	2　前項の規定は，第9条の3第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において，前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該職員が現に監護するもの，児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この項，次条第1項，第4条の3第1項及び第2項，第9条の4の2第1項並びに第12条第2項において同じ。)のある職員(規則で定める職員を除く。)が，規則で定めるところにより，当該子を養育する」とあるのは，「第9条の3第1項に規定する要介護者のある職員(規則で定める職員を除く。)が，規則で定めるところにより，当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3及び4　略 (介護休暇) 第9条の3　介護休暇は，職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)，父母，子，配偶者の父母その他規則で定める者(第12条第1項において「配偶者等」という。)で，負傷，疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため，任命権者が，規則で定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2及び3　略	3及び4　略 (介護休暇) 第9条の3　介護休暇は，職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)，父母，子，配偶者の父母その他規則で定める者(第13条第1項において「配偶者等」という。)で，負傷，疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため，任命権者が，規則で定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2及び3　略 (妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第12条　任命権者は，柏市職員育児休業等条例(平成4年柏市条例第4号。以下「育児休業条例」という。)第12条第1項の措置を講じるに当たっては，同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して，次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2)　出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3)　育児休業条例第12条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し，又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2　任命権者は，3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して，規則で定める期間内に，次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2)　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3)　対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況

	に起因して発生し，又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3　任命権者は，第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては，当該意向に配慮しなければならない。
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第12条　略 (勤務環境の整備に関する措置) 第13条　略 (委任) 第14条　略 附　則 (給与条例附則第12項の規定により給与が減じられて支給される職員に関する読替え) 5　給与条例附則第12項の規定により給与が減じられて支給される職員に対する第9条の3第3項(第9条の4第3項及び第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については，第9条の3第3項中「第19条」とあるのは，「附則第14項」とする。	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第13条　略 (介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置) 第14条　略 (委任) 第15条　略 附　則

議案第　２号

柏市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定について

柏市職員育児休業等条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　６月　６日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正による部分休業制度の拡充に伴う部分休業の承認を請求することができる時間数の上限の設定その他の所要の改正を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

柏市職員育児休業等条例（平成４年柏市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第８条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り，「非常勤職員（」の次に「定年前再任用短時間勤務職員等（」を加え，「職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」と」を「職員を」に改め，「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第９条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め，同条第１項を次のように改める。

法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は，３０分を単位として行うものとする。

第９条第２項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え，「部分休業の」を「第１号部分休業の」に改め，同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に，「当該時間」を「当該１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間」に改め，同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第９条の２　法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は，１時間を単位として行うものとする。ただし，次の各号に掲げる場合にあっては，それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって，当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって，当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第９条の３　法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は，毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第９条の４　法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

(2) 非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第９条の５　法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は，配偶者が負傷又は疾病により入院したこと，配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第１０条中「職員が」の次に「法第１９条第１項に規定する」を加える。

第１１条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第１１条　法第１９条第６項において準用する法第５条第２項の条例で定める事由は，職員が法第１９条第３項の規定による変更をしたときとする。

附則中第２項を削り，第３項を第２項とし，第４項を第３項とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和７年１０月１日から施行する。ただし，附則中第２項を削り，第３項を第２項とし，第４項を第３項とする改正規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において，この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における同条第１項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第９条の４の規定の適用については，同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と，同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

議案第２号資料

柏市職員育児休業等条例の一部を改正する条例について

柏市職員育児休業等条例（平成４年柏市条例第４号）新旧対照表

改正前	改正後
(部分休業をすることができない職員) 第8条　法第19条第1項の条例で定める職員は，次に掲げる職員とする。 (1)　略 (2)　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)	(部分休業をすることができない職員) 第8条　法第19条第1項の条例で定める職員は，次に掲げる職員とする。 (1)　略 (2)　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。)を除く。次条において同じ。)
(部分休業の承認) 第9条　部分休業の承認は，勤務時間条例第4条の2第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。)にあっては，当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて，30分を単位として行うものとする。	(第1号部分休業の承認) 第9条　法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は，30分を単位として行うものとする。
2　勤務時間条例第9条の5の規定による承認(勤務時間条例第9条の2に規定する特別休暇(労働基準法第67条に規定する育児時間(以下「育児時間」という。)に相当する休暇として規則で定めるものに限る。)，勤務時間条例第9条の4第1項に規定する介護時間又は勤務時間条例第9条の4の2第1項に規定する子育て部分休業に係るものに限る。以下この項において「特別休暇等の承認」という。)を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については，1日につき2時間から当該特別休暇等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2　勤務時間条例第9条の5の規定による承認(勤務時間条例第9条の2に規定する特別休暇(労働基準法第67条に規定する育児時間(以下「育児時間」という。)に相当する休暇として規則で定めるものに限る。)，勤務時間条例第9条の4第1項に規定する介護時間又は勤務時間条例第9条の4の2第1項に規定する子育て部分休業に係るものに限る。以下この項において「特別休暇等の承認」という。)を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については，1日につき2時間から当該特別休暇等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3　非常勤職員に対する部分休業の承認については，1日につき，当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間に相当する休暇として規則で定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては，当該時間を超えない範囲内で，かつ，2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	3　非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については，1日につき，当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間に相当する休暇として規則で定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては，当該1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で，かつ，2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 (第2号部分休業の承認)

	第9条の2　法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は，1時間を単位として行うものとする。ただし，次の各号に掲げる場合にあっては，それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1)　1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって，当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 (2)　第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって，当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数 (法第19条第2項の条例で定める1年の期間) 第9条の3　法第19条第2項の条例で定める1年の期間は，毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間) 第9条の4　法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める時間とする。 (1)　非常勤職員以外の職員　77時間30分 (2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第9条の5　法第19条第3項の条例で定める特別の事情は，配偶者が負傷又は疾病により入院したこと，配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第10条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には，給与条例第15条の規定にかかわらず，その勤務しない1時間につき，給与条例第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第10条　職員が法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には，給与条例第15条の規定にかかわらず，その勤務しない1時間につき，給与条例第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
(部分休業の承認の取消事由) 第11条　第7条の6の規定は，部分休業について準用する。	(部分休業の承認の取消事由) 第11条　法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は，職員が法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

附　則 (給与条例附則第12項の規定により給与が減じられて支給される職員に関する読替え) 2　給与条例附則第12項の規定により給与が減じられて支給される職員に対する第10条の規定の適用については，同条中「第19条」とあるのは，「附則第14項」とする。 (柏市一般職職員給与条例の一部改正) 3　略 (柏市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止等) 4　略	附　則 (柏市一般職職員給与条例の一部改正) 2　略 (柏市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止等) 3　略

議案第　３号

専決処分について

地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第３項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和　７年　６月　６日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

地方税法の改正に伴い軽自動車税の種別割の税率に係る区分の新設等を行うため，柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定したので提案する。

専決処分書

地方自治法第１７９条第１項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和　７年　４月　１日

柏市長　　太　田　和　美

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

柏市条例第２５号

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例

（柏市税条例の一部改正）

第１条　柏市税条例（昭和３０年柏市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第６２条の２第２項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第８３条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め，同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に，「０．８キロワット」を「，０．８キロワット」に改め，同号エを同号オとし，同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め，同号ウを同号エとし，同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので，総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額２，０００円

第９０条第２項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め，同項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め，同項第５号中「定格出力」の次に「（第８３条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては，原動機の総排気量及び最高出力）」を加え，同条第３項中「によって」を「により」に，「においては」を「には」に改める。

第９１条第２項中「によって」を「により」に，「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に改め，「「運転免許証」という。）」の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を加え，同項第５号中「の番号，交付年月日及び」を「又は道路

交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号，運転免許の年月日，運転免許証又は免許情報記録の」に改め，同条中第４項を第５項とし，第３項を第４項とし，第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において，免許情報記録個人番号カードを提示したときは，当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第１３２条の３第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第１３３条の１４第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第１４４条第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

（柏市都市計画税条例の一部改正）

第２条　柏市都市計画税条例（昭和３１年柏市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条の２第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

附則第１６項中「第３４項まで，第３７項，第３８項，第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで，第３６項，第３７項，第４１項若しくは第４４項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，公布の日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の柏市税条例第８３条（第１号に係る部分に限る。）の規定は，令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和６年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

議案第３号資料

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例について

柏市税条例（昭和３０年柏市条例第１４号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(市民税の申告)	(市民税の申告)
第36条の2　略	第36条の2　略
2から8まで　略	2から8まで　略
9　市長は，市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には，新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に，当該該当することとなった日から30日以内に，その名称，代表者又は管理人の氏名，主たる事務所又は事業所の所在，当該市内に有する事務所，事業所又は寮等の所在，法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)，当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	9　市長は，市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には，新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に，当該該当することとなった日から30日以内に，その名称，代表者又は管理人の氏名，主たる事務所又は事業所の所在，当該市内に有する事務所，事業所又は寮等の所在，法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)，当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
(固定資産税の課税免除)	(固定資産税の課税免除)
第62条の2　略	第62条の2　略
2　前項第3号の規定の適用を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。	2　前項第3号の規定の適用を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)　納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい，当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称)	(1)　納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい，当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称)
(2)及び(3)　略	(2)及び(3)　略
3　略	3　略
(種別割の税率)	(種別割の税率)
第83条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は，1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。	第83条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は，1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)　原動機付自転車	(1)　原動機付自転車
ア　総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)　年額2,000円	ア　総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。)　年額2,000円
イ　2輪のもので，総排気量が0.05リットルを超え，0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの　年額2,000円	イ　2輪のもので，総排気量が0.05リットルを超え，0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え，0.8キロワット以下のもの

ウ　2輪のもので，総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額2,400円

エ　略

(2)及び(3)　略

(種別割の減免)

第90条　略

2　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は，納期限前7日までに，当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し，これを市長に提出しなければならない。

(1)　略

(2)　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)及び(4)　略

(5)　原動機の総排気量又は定格出力

(6)から(8)まで　略

3　第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は，その事由が消滅した場合においては，直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第91条　略

2　前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は，納期限前7日までに，市長に対し，身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により，戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては，戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)，厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保

年額2,000円

ウ　2輪のもので，総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額2,000円

エ　2輪のもので，総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額2,400円

オ　略

(2)及び(3)　略

(種別割の減免)

第90条　略

2　前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は，納期限前7日までに，当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し，これを市長に提出しなければならない。

(1)　略

(2)　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)及び(4)　略

(5)　原動機の総排気量又は定格出力(第83条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては，原動機の総排気量及び最高出力)

(6)から(8)まで　略

3　第1項の規定により種別割の減免を受けた者は，その事由が消滅した場合には，直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第91条　略

2　前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は，納期限前7日までに，市長に対し，身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により，戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては，戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)，厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保

健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに，次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。	健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに，次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。
(1)から(4)まで　略	(1)から(4)まで　略
(5)　運転免許証の番号，交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件	(5)　運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号，運転免許の年月日，運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
(6)　略	(6)　略
	3　前項の場合において，免許情報記録個人番号カードを提示したときは，当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。
3　略	4　略
4　略	5　略
(特別土地保有税の減免)	(特別土地保有税の減免)
第132条の3　略	第132条の3　略
2　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は，納期限前7日までに，次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし，市長が，当該者が所有し，又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり，かつ，特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は，この限りでない。	2　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は，納期限前7日までに，次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし，市長が，当該者が所有し，又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり，かつ，特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は，この限りでない。
(1)　納税義務者の住所，氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称)	(1)　納税義務者の住所，氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称)
(2)及び(3)　略	(2)及び(3)　略
3　略	3　略
(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)	(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)
第133条の14　鉱泉浴場を経営しようとする者は，経営開始の日の前日までに，次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては，直ちにその旨を申告しなければならない。	第133条の14　鉱泉浴場を経営しようとする者は，経営開始の日の前日までに，次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては，直ちにその旨を申告しなければならない。

(1)　住所又は事務所若しくは事業所の所在地，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)及び(3)　略 (事業所税の減免) 第144条　略 2　前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は，納期限までに，次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし，市長が，当該者が有し，又は有していた施設等が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり，かつ，事業所税を減免する必要があると認める場合は，この限りでない。 (1)　納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地，氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあっては，住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)から(5)まで　略 3　略	(1)　住所又は事務所若しくは事業所の所在地，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)及び(3)　略 (事業所税の減免) 第144条　略 2　前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は，納期限までに，次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし，市長が，当該者が有し，又は有していた施設等が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり，かつ，事業所税を減免する必要があると認める場合は，この限りでない。 (1)　納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地，氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあっては，住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)から(5)まで　略 3　略

柏市都市計画税条例（昭和３１年柏市条例第１５号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
(都市計画税の課税免除) 第3条の2　略 2　前項第3号の規定の適用を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい，当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号及び次条第2項第1号並びに附則第4項第1号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条第2項第1号並びに附則第4項第1号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称) (2)及び(3)　略 3　略	(都市計画税の課税免除) 第3条の2　略 2　前項第3号の規定の適用を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい，当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号及び次条第2項第1号並びに附則第4項第1号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条第2項第1号並びに附則第4項第1号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称) (2)及び(3)　略 3　略

附　則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 14及び15　略 16　法附則第15条第1項，第9項，第13項から第17項まで，第19項，第20項，第24項，第27項，第31項から第34項まで，第37項，第38項，第42項若しくは第45項，第15条の2第2項，第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り，第2条第2項中「又は第33項」とあるのは，「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	附　則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 14及び15　略 16　法附則第15条第1項，第9項，第13項から第17項まで，第19項，第20項，第24項，第27項，第31項から第33項まで，第36項，第37項，第41項若しくは第44項，第15条の2第2項，第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り，第2条第2項中「又は第33項」とあるのは，「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

議案第　４号

柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　６月　６日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

地方税法の改正に伴う個人の市民税の特定親族特別控除及び加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に係る規定の整備等を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（柏市税条例の一部改正）

第１条　柏市税条例（昭和３０年柏市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３４条の２中「同条第１項及び第３項」を「同項及び同条第３項」に，「又は扶養控除額」を「，扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３４条の６第１項各号列記以外の部分中「若しくは金銭」を削り，同項第２号を次のように改める。

(2) 所得税法第７８条第２項第４号に掲げる寄附金のうち，公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）第６条又は附則第４条第１項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第２条第１項第１号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「，同条第４項」に改め，「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項各号列記以外の部分中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって，合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え，同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第３条の２の３を削る。

附則第８条の３第１５項を同条第１６項とし，同条第１４項を

同条第１５項とし，同条第１３項の次に次の１項を加える。

１４　市長は，法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については，前項の申告書の提出がなかった場合においても，マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ，かつ，当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは，前項の規定にかかわらず，同条第１項の規定を適用することができる。

附則第１４条を次のように改める。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１４条　令和８年４月１日以後に第９３条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９３条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい，第９４条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９５条第１項の製造たばこの本数は，同条第３項の規定にかかわらず，当分の間，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９３条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし，当該加熱式たばこの１本当たりの重

量が０．３５グラム未満である場合にあっては，当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし，当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては，当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は，売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し，その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し，同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には，その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９４条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち，次に掲げるものについては，同号ただし書の規定は，適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９４条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成１９年柏市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）附則第４条第１項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条中柏市税条例附則第８条の３第１５項を同条第１６項とし，同条第１４項を同条第１５項とし，同条第１３項の次に１項を加える改正規定　公布の日

(2) 第１条中柏市税条例第３４条の２，第３６条の２第１項ただし書，第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項の改正規定並びに次条（第５項を除く。）の規定　令和８年１月１日

(3) 第１条中柏市税条例附則第１４条の改正規定及び附則第３条の規定　令和８年４月１日

(4) 第２条の規定　公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日

(5) 第１条中柏市税条例第３４条の６第１項の改正規定及び附則第３条の２の３を削る改正規定並びに次条第５項の規定　前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の柏市税条例（以下「新条例」という。）第３４条の２及び第３６条の２第１項ただし書の規定は，令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和７年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３６条の２第１項の規定の適用については，同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは，

「特定親族特別控除額」とする。

3　新条例第３６条の３の２第１項の規定は，附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（以下「２号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し，２号施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の柏市税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については，なお従前の例による。

4　新条例第３６条の３の３第１項の規定は，２号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し，２号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については，なお従前の例による。

5　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における新条例第３４条の６第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定の適用については，同号中「のうち，」とあるのは「のうち」と，「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項に規定する特定公益信託（公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成４年政令第１６２号）第１条第１項の規定により千葉県知事が事務の処理を行うもの又は同条第２項の規定により千葉県教育委員会が事務の処理を行うものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって，同法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第３条　次項に定めるものを除き，附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日前に課した，又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１４条第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については，なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に，柏市税条例第９３条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９５条第１項の製造たばこの本数は，同条第３項及び新条例附則第１４条の規定にかかわらず，次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 柏市税条例第９５条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１４条第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第１４条の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には，その端数を切り捨てるものとする。

議案第４号資料

柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

柏市税条例（昭和３０年柏市条例第１４号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(所得控除) 第34条の2　所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には，同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額，医療費控除額，社会保険料控除額，小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，障害者控除額，寡婦控除額，ひとり親控除額，勤労学生控除額，配偶者控除額，配偶者特別控除額又は扶養控除額を，前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については，同条第2項，第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	(所得控除) 第34条の2　所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には，同項及び同条第3項から第11項までの規定により雑損控除額，医療費控除額，社会保険料控除額，小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，障害者控除額，寡婦控除額，ひとり親控除額，勤労学生控除額，配偶者控除額，配偶者特別控除額，扶養控除額又は特定親族特別控除額を，前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については，同条第2項，第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
(寄附金税額控除) 第34条の6　所得割の納税義務者が，前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には，同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては，当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において，当該控除額が当該所得割の額を超えるときは，当該控除額は，当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)　略 (2)　所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託(公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第162号)第1条第1項の規定により千葉県知事が事務の処理を行うもの又は同条第2項の規定により千葉県教育委員会が事務の処理を行うものに限る。)の信託財産とするために支出した金銭であって，同法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるもの (3)　略 2　略	(寄附金税額控除) 第34条の6　所得割の納税義務者が，前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には，同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては，当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において，当該控除額が当該所得割の額を超えるときは，当該控除額は，当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)　略 (2)　所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち，公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第6条又は附則第4条第1項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金 (3)　略 2　略
(市民税の申告) 第36条の2　第23条第1項第1号に掲げる者は，3月15日までに，施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならな	(市民税の申告) 第36条の2　第23条第1項第1号に掲げる者は，3月15日までに，施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならな

い。ただし，法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)，小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除，同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については，この限りでない。

2から9まで　略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該給与支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

(1)及び(2)　略

(3)　扶養親族の氏名

(4)　略

2から6まで　略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなけ

い。ただし，法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)，小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)，同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除，同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については，この限りでない。

2から9まで　略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該給与支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

(1)及び(2)　略

(3)　扶養親族又は特定親族の氏名

(4)　略

2から6まで　略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなけ

ればならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって，特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって，合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。	ればならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって，特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって，合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって，合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。
(1)及び(2)　略	(1)及び(2)　略
(3)　扶養親族の氏名	(3)　扶養親族又は特定親族の氏名
(4)　略	(4)　略
2から5まで　略	2から5まで　略
附　則	附　則
(公益法人等に係る市民税の課税の特例)	
第3条の2の3　当分の間，租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして，令附則第3条の2の3で定めるところにより，これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額，譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。	
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第8条の3　略	第8条の3　略
2から13まで　略	2から13まで　略
	14　市長は，法附則第15条の9の3第1項に規定す

	る特定マンションに係る区分所有に係る家屋については，前項の申告書の提出がなかった場合においても，マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ，かつ，当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは，前項の規定にかかわらず，同条第1項の規定を適用することができる。
14　略	15　略
15　略	16　略
	(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)
第14条　削除	第14条　令和8年4月1日以後に第93条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第93条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい，第94条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第95条第1項の製造たばこの本数は，同条第3項の規定にかかわらず，当分の間，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第93条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。 (1)　葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)　当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし，当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては，当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法 (2)　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし，当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては，当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法 2　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以

	外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は，売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し，その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 3　前項の計算に関し，同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には，その端数を切り捨てるものとする。 4　第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第94条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち，次に掲げるものについては，同号ただし書の規定は，適用しない。 (1)　第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの (2)　第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第94条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成１９年柏市条例第２２号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
附　則 (信託法の制定に伴う市民税に関する経過措置) 2　第1条の規定による改正後の柏市税条例第23条の規定は，信託法の施行の日以後に効力が生じる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り，新法信託(地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号)附則第12条第1項に規定する新法信託をいう。以下同じ。)を含む。)について適用し，同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み，新法信託を除く。)については，なお従前の例による。	附　則 (信託法の制定に伴う市民税に関する経過措置) 2　第1条の規定による改正後の柏市税条例第23条の規定は，信託法の施行の日以後に効力が生じる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り，新法信託(地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号)附則第12条第1項に規定する新法信託をいう。以下同じ。)を含む。)について適用し，同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み，新法信託及び公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。)については，なお従前の例による。

議案第　５号

柏市都市公園条例及び柏市民プール条例の一部を改正する条例の制定について

柏市都市公園条例及び柏市民プール条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　６月　６日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏西口第一公園の市民プール及び柏市逆井市民プールについて，午後６時以後の使用に係る利用料金の額の上限等を定めたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市都市公園条例及び柏市民プール条例の一部を改正する条例

（柏市都市公園条例の一部改正）

第１条　柏市都市公園条例（昭和３２年柏市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

別表第１第１９号及び第２０号に掲げる有料公園施設	午前９時から午後５時まで	２時間以内	午前９時から午前１１時まで
			正午から午後２時まで
			午後３時から午後５時まで

を

」

「

別表第１第１９号に掲げる有料公園施設	午前９時から午後５時まで	２時間以内	午前９時から午前１１時まで
			正午から午後２時まで
			午後３時から午後５時まで
別表第１第２０号に掲げる有料公園施設	午前９時から午後５時まで（市長が別に定める日にあっては，午後８時まで）	２時間以内	午前９時から午前１１時まで
			正午から午後２時まで
			午後３時から午後５時まで
			午後６時から午後８時まで

に

」

改める。

別表第６第３号の表別表第１第２０号に掲げる有料公園施設の項中

「

２２０
１１０

」

を

「

２２０（午後６時以後に使用する場合にあっては，６００）
１１０（午後６時以後に使用する場合にあっては，３００）

」

に改める。

（柏市民プール条例の一部改正）

第２条　柏市民プール条例（昭和４３年柏市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条の４の表柏市逆井市民プールの項開場時間の欄中「午後５時まで」の次に「（市長が別に定める日にあっては，午後８時まで）」を加え，同項中

「

午後３時から午後５時まで

」

を

「

午後３時から午後５時まで
午後６時から午後８時まで

」

に改める。

別表第１号の表中

「

柏市ひばりが丘市民プール及び柏市逆井市民プール	１人２時間以内	一般	２２０
		生徒	１１０

」

を

「

柏市ひばりが丘市民プール	１人２時間以内	一般	２２０
		生徒	１１０
柏市逆井市民プール	１人２時間以内	一般	２２０（午後６時以後に使用する場合にあっては，６００）
		生徒	１１０（午後６時以後に使用する場合にあっては，３００）

に

」

改める。

附　則

この条例は，令和７年７月１日から施行する。

議案第５号資料

柏市都市公園条例及び柏市民プール条例の一部を改正する条例について

柏市都市公園条例（昭和３２年柏市条例第１７号）新旧対照表（第１条関係）

改正前

別表第2(第6条)

指定有料公園施設の区分	開場時間	使用時間区分	
		単位	時間区分
別表第1第1号に掲げる有料公園施設から別表第1第18号に掲げる有料公園施設まで　略			
別表第1第19号及び第20号に掲げる有料公園施設	午前9時から午後5時まで	2時間以内	午前9時から午前11時まで
			正午から午後2時まで
			午後3時から午後5時まで
別表第1第21号から第23号までに掲げる有料公園施設から別表第1第32号から第40号までに掲げる有料公園施設(貸切り使用の場合に限る。)まで　略			

別表第6(第31条第3項)

(1)及び(2)　略

(3)　前号，次号及び第5号に掲げるもの以外の指定有料公園施設の利用料金

指定有料公園施設の区分	単位	利用料金(円)	
別表第1第2号及び第4号に掲げる有料公園施設から別表第1第19号に掲げる有料公園施設まで　略			
別表第1第20号に掲げる有料公園施設	1人2時間以内	一般	220
		生徒	110

改正後

別表第2(第6条)

指定有料公園施設の区分	開場時間	使用時間区分	
		単位	時間区分
別表第1第1号に掲げる有料公園施設から別表第1第18号に掲げる有料公園施設まで　略			
別表第1第19号に掲げる有料公園施設	午前9時から午後5時まで	2時間以内	午前9時から午前11時まで
			正午から午後2時まで
			午後3時から午後5時まで
別表第1第20号に掲げる有料公園施設	午前9時から午後5時まで(市長が別に定める日にあっては，午後8時まで)	2時間以内	午前9時から午前11時まで
			正午から午後2時まで
			午後3時から午後5時まで
			午後6時から午後8時まで
別表第1第21号から第23号までに掲げる有料公園施設から別表第1第32号から第40号までに掲げる有料公園施設(貸切り使用の場合に限る。)まで　略			

別表第6(第31条第3項)

(1)及び(2)　略

(3)　前号，次号及び第5号に掲げるもの以外の指定有料公園施設の利用料金

指定有料公園施設の区分	単位	利用料金(円)	
別表第1第2号及び第4号に掲げる有料公園施設から別表第1第19号に掲げる有料公園施設まで　略			
別表第1第20号に掲げる有料公園施設	1人2時間以内	一般	220(午後6時以後に使用する場合にあっては，600)
		生徒	110(午後6時以後に使用する場合にあっ

備考　略

(4)及び(5)　略

			ては，300)

備考　略

(4)及び(5)　略

柏市民プール条例（昭和４３年柏市条例第２５号）新旧対照表（第２条関係）

改正前

(開場期間等)

第2条の4　プールの開場期間,開場時間及び使用時間区分は，次のとおりとする。ただし，指定管理者が必要と認めるときは,市長の承認を得て，これを変更することができる。

区分	開場期間	開場時間	使用時間区分	
			単位	時間区分
柏市ひばりが丘市民プール　略				
柏市逆井市民プール	7月第1日曜日から9月第1日曜日まで	午前9時から午後5時まで	2時間以内	略
				略
				午後3時から午後5時まで
柏市船戸市民プール　略				
備考　略				

別表(第5条第3項)

(1)　普通使用

区分	単位	利用料金(円)	
柏市ひばりが丘市民プール及び柏市逆井市民プール	1人2時間以内	一般	220
		生徒	110
柏市船戸市民プール　略			

備考　略

(2)　略

改正後

(開場期間等)

第2条の4　プールの開場期間,開場時間及び使用時間区分は，次のとおりとする。ただし，指定管理者が必要と認めるときは,市長の承認を得て，これを変更することができる。

区分	開場期間	開場時間	使用時間区分	
			単位	時間区分
柏市ひばりが丘市民プール　略				
柏市逆井市民プール	7月第1日曜日から9月第1日曜日まで	午前9時から午後5時まで(市長が別に定める日にあっては，午後8時まで)	2時間以内	略
				略
				午後3時から午後5時まで
				午後6時から午後8時まで
柏市船戸市民プール　略				
備考　略				

別表(第5条第3項)

(1)　普通使用

区分	単位	利用料金(円)	
柏市ひばりが丘市民プール	1人2時間以内	一般	220
		生徒	110
柏市逆井市民プール	1人2時間以内	一般	220(午後6時以後に使用する場合にあっては，600)
		生徒	110(午後6時以後に使用する場合にあっては，300)
柏市船戸市民プール　略			

備考　略

(2)　略

議案第　６号

柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

柏市民体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　６月　６日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏市中央体育館のアリーナの４分の１面での使用に係る利用料金の額の上限を定めたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市民体育館条例の一部を改正する条例

柏市民体育館条例（昭和５２年柏市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１号の表貸切りの場合の項アリーナの目中

「

半面２時間以内	一般	２，６５０
	生徒	１，３２０

を

」

「

半面２時間以内	一般	２，６５０
	生徒	１，３２０
４分の１面２時間以内	一般	１，３２０
	生徒	６６０

に，

」

「

半面２時間以内	７，４９０

を

」

「

半面２時間以内	７，４９０
４分の１面２時間以内	３，７２０

に改める。

」

附　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

議案第６号資料

柏市民体育館条例の一部を改正する条例について

柏市民体育館条例（昭和５２年柏市条例第７号）新旧対照表

改正前

別表(第5条の5第3項)

(1)　柏市中央体育館利用料金

区分				単位	利用料金(円)	
貸切りの場合	アリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ，レクリエーション等に使用する場合	全面2時間以内　略		
				半面2時間以内	一般	2,650
					生徒	1,320
			その他の場合	全面2時間以内　略		
				半面2時間以内		7,490
		入場料を徴収する場合　略				
	柔道場及び剣道場から会議室まで　略					
貸切りでない場合　略						

備考　略

(2)から(4)まで　略

改正後

別表(第5条の5第3項)

(1)　柏市中央体育館利用料金

区分				単位	利用料金(円)	
貸切りの場合	アリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ，レクリエーション等に使用する場合	全面2時間以内　略		
				半面2時間以内	一般	2,650
					生徒	1,320
				4分の1面2時間以内	一般	1,320
					生徒	660
			その他の場合	全面2時間以内　略		
				半面2時間以内		7,490
				4分の1面2時間以内		3,720
		入場料を徴収する場合　略				
	柔道場及び剣道場から会議室まで　略					
貸切りでない場合　略						

備考　略

(2)から(4)まで　略

議案第　７号

柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について

柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　６月　６日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏市立保育園及び柏駅前送迎保育ステーションにおいて乳児等通園支援事業を実施したいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例

（柏市立保育園条例の一部改正）

第１条　柏市立保育園条例（昭和５３年柏市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「一時預かり事業」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第１０条の次に次の９条を加える。

（乳児等通園支援事業の実施）

第１０条の２　市長は，規則で定める保育園において，乳児等通園支援事業を実施するものとする。

（乳児等通園支援事業の対象となる乳幼児）

第１０条の３　乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供の対象となる者（以下「対象乳幼児」という。）は，次に掲げる要件を満たす乳児又は幼児とする。

(1) 本市に居住し，かつ，本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であること。

(2) 満３歳未満の者（児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第１条の３２の１０第３項に規定する者を除く。）であること。

（乳児等通園支援事業の利用時間数）

第１０条の４　乳児等通園支援事業を利用することができる時間数は対象乳幼児１人につき１月当たり１０時間を上限とし，乳児等通園支援事業の利用に係る時間数の算定方法は規則で定める。

（乳児等通園支援事業の利用に係る認定）

第１０条の５　乳児等通園支援事業を利用しようとする対象乳幼児の保護者は，あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

２　前項の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

３　認定は，前項の申請をした者が本市に居住し，かつ，本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であるときに行うことができる。

（乳児等通園支援事業の利用に係る辞退等の届出）

第１０条の６　認定を受けた者（以下「認定者」という。）は，次の各号のいずれかに該当するときは，規則で定めるところにより，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 認定を辞退しようとするとき。

(2) 認定者に係る対象乳幼児が第１０条の３の規定に該当しなくなったとき。

(3) 前条第３項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) 認定を受けた事項に変更が生じたとき。

（乳児等通園支援事業の利用に係る認定の取消し）

第１０条の７　市長は，認定者が前条第１号から第３号までの規定に該当する旨の届出をしたときは，当該認定者の認定を取り消すものとする。

２　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，認定を取り消すことができる。

(1) 認定者が前条第２号から第４号までのいずれかに該当する場合であって，その旨の届出をしないとき。

(2) 認定者が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(3) 認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。

（乳児等通園支援事業の利用に係る許可等）

第１０条の８　認定者は，乳児等通園支援事業を利用しようとするときは，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする認定者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

３　市長は，許可に際し，保育園の管理運営上必要な条件を付することができる。

４　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可をしないことができる。

(1) 負傷，疾病その他の事由により許可に係る対象乳幼児が集団での生活に耐えないと認めるとき。

(2) 第２項の申請をした認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか，保育園の管理運営上支障があると認めるとき。

（乳児等通園支援事業の利用に係る許可の取消し等）

第１０条の９　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可を取り消し，又は利用を制限し，若しくは利用の停止を命じることができる。

(1) 許可を受けた者（以下「利用者」という。）が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により乳児等通園支援事業を実施することができなくなったとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。

（乳児等通園支援利用料）

第１０条の１０　市長は，利用者から乳児等通園支援事業に係る費用（以下「乳児等通園支援利用料」という。）を徴収する。

２　乳児等通園支援利用料の額は，別表第４のとおりとする。

第１１条第１項中「又は一時預かり保育料」を「，一時預かり保育料又は乳児等通園支援利用料」に改め，同条第２項本文中「又は扶養義務者」を「若しくは扶養義務者又は利用者」に改める。

第１２条第２項本文中「又は扶養義務者」を「若しくは扶養義務者又は利用者」に改める。

別表に次の１表を加える。

別表第４（第１０条の１０第２項）

区分	乳児等通園支援利用料の額
利用１回当たりの時間数が１時間以内の場合	３００円
利用１回当たりの時間数が１時間を超える場合	３０分当たり１５０円

備考　利用１回当たりの時間数が１時間を超える場合において，その時間数に３０分未満の端数が生じたときは，当該端数を３０分とみなす。

（柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部改正）

第２条　柏市子ども・子育て支援複合施設条例（令和５年柏市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第２章　柏駅前送迎保育ステーション（第３条―第１３条）

」

を

「

第２章　柏駅前送迎保育ステーション

第１節　通則（第３条）

第２節　送迎保育事業（第４条―第１２条）

第３節　乳児等通園支援事業（第１２条の２―第１２条の１０）

第４節　雑則（第１３条）

」

に改める。

第３条の前に次の節名を付する。

第１節　通則

第３条中「図るため」を「図るとともに，全ての子どもの育ちを応援し，子どもの良質な成育環境の整備を図るため，送迎保育事業及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業（以

下「乳児等通園支援事業」という。）を実施するための施設として」に改め，同条の次に次の節名を付する。

第２節　送迎保育事業

第４条の見出しを「（送迎保育事業）」に改め，同条中「送迎ステーションは」を「前条の送迎保育事業とは」に，「児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）」を「法」に，「実施する」を「行う事業をいう」に改める。

第５条各号列記以外の部分中「送迎ステーションの利用」を「送迎保育事業」に，「この章」を「この節」に改める。

第６条中「送迎ステーション」を「送迎保育事業」に改める。

第７条第１項中「送迎ステーション」を「送迎保育事業」に改め，同条第２項中「この章」を「この節」に改める。

第８条各号列記以外の部分中「この章」を「この節」に改め，同条第３号中「送迎ステーション」を「送迎保育事業」に改める。

第９条第２項第５号中「利用者が送迎ステーションの利用」を「送迎保育事業を実施すること」に改める。

第１０条中「この章」を「この節」に改める。

第１２条の次に次の１節を加える。

第３節　乳児等通園支援事業

（対象乳幼児）

第１２条の２　乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供の対象となる者（以下この節において「対象乳幼児」という。）は，次に掲げる要件を満たす乳児又は幼児とする。

(1) 本市に居住し，かつ，本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であること。

(2) 満３歳未満の者（児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第１条の３２の１０第３項に規定する者を除く。）であること。

（利用時間数）

第１２条の３　乳児等通園支援事業を利用することができる時間数は対象乳幼児１人につき１月当たり１０時間を上限とし，乳児等通園支援事業の利用に係る時間数の算定方法は規則で定め

る。

（認定）

第１２条の４　乳児等通園支援事業を利用しようとする対象乳幼児の保護者は，あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

２　前項の認定（以下この節において「認定」という。）を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

３　認定は，前項の申請をした者が本市に居住し，かつ，本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であるときに行うことができる。

（辞退等の届出）

第１２条の５　認定を受けた者（以下この節において「認定者」という。）は，次の各号のいずれかに該当するときは，規則で定めるところにより，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 認定を辞退しようとするとき。

(2) 認定者に係る対象乳幼児が第１２条の２の規定に該当しなくなったとき。

(3) 前条第３項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) 認定を受けた事項に変更が生じたとき。

（認定の取消し）

第１２条の６　市長は，認定者が前条第１号から第３号までの規定に該当する旨の届出をしたときは，当該認定者の認定を取り消すものとする。

２　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，認定を取り消すことができる。

(1) 認定者が前条第２号から第４号までのいずれかに該当する場合であって，その旨の届出をしないとき。

(2) 認定者が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(3) 認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。

（利用の許可等）

第１２条の７　認定者は，乳児等通園支援事業を利用しようとするときは，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可（以下この節において「許可」という。）を受けようとする認定者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

３　市長は，許可に際し，送迎ステーションの管理運営上必要な条件を付することができる。

４　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可をしないことができる。

(1) 負傷，疾病その他の事由により許可に係る対象乳幼児が集団での生活に耐えないと認めるとき。

(2) 第２項の申請をした認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか，送迎ステーションの管理運営上支障があると認めるとき。

（許可の取消し等）

第１２条の８　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可を取り消し，又は利用を制限し，若しくは利用の停止を命じることができる。

(1) 許可を受けた者（以下この節において「利用者」という。）が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により乳児等通園支援事業を実施することができなくなったとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。

（使用料）

第１２条の９　利用者は，別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

（準用）

第１２条の１０　第１１条及び第１２条の規定は，乳児等通園支

援事業について準用する。

第１３条の前に次の節名を付する。

第４節　雑則

別表を次のように改める。

別表（第１０条，第１２条の９，第２９条）

区分		使用料の額
送迎保育事業		児童１人につき月額１，０００円（午後６時から午後７時までの間に利用をしたときは，当該利用１回当たり１００円を加算した額）
乳児等通園支援事業	利用１回当たりの時間数が１時間以内の場合	３００円
	利用１回当たりの時間数が１時間を超える場合	３０分当たり１５０円
一時預かり施設		児童１人につき１時間当たり５００円

備考

１　乳児等通園支援事業の利用１回当たりの時間数が１時間を超える場合において，その時間数に３０分未満の端数が生じたときは，当該端数を３０分とみなす。

２　一時預かり施設の利用１回当たりの時間数に１時間未満の端数が生じた場合は，当該端数を１時間とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和７年１０月１日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第４項の規定　令和７年８月１日

(2) 附則第３項及び第５項の規定　令和７年９月１日

（準備行為）

２　第１条の規定による改正後の柏市立保育園条例（以下「新保育園条例」という。）第１０条の５の規定による申請及び認定，新保育園条例第１０条の６の規定による届出並びに新保育園条例第１０条の７の規定による認定の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても，新保育園条例第１０条の５から第１０条の７までの規定の例により行うことができる。

３　新保育園条例第１０条の８の規定による申請及び許可並びに新保育園条例第１０条の９の規定による許可の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，施行日前においても，新保育園条例第１０条の８及び第１０条の９の規定の例により行うことができる。

４　第２条の規定による改正後の柏市子ども・子育て支援複合施設条例（以下「新複合施設条例」という。）第１２条の４の規定による申請及び認定，新複合施設条例第１２条の５の規定による届出並びに新複合施設条例第１２条の６の規定による認定の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，施行日前においても，新複合施設条例第１２条の４から第１２条の６までの規定の例により行うことができる。

５　新複合施設条例第１２条の７の規定による申請及び許可並びに新複合施設条例第１２条の８の規定による許可の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，施行日前においても，新複合施設条例第１２条の７及び第１２条の８の規定の例により行うことができる。

議案第７号資料

柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例について

柏市立保育園条例（昭和５３年柏市条例第１２号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(設置) 第1条　児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき，保育を必要とする乳児又は幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うとともに，一時預かり事業を実施するため，保育園を設置する。	(設置) 第1条　児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき，保育を必要とする乳児又は幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うとともに，一時預かり事業又は乳児等通園支援事業を実施するため，保育園を設置する。 (乳児等通園支援事業の実施) 第10条の2　市長は，規則で定める保育園において，乳児等通園支援事業を実施するものとする。 (乳児等通園支援事業の対象となる乳幼児) 第10条の3　乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供の対象となる者(以下「対象乳幼児」という。)は，次に掲げる要件を満たす乳児又は幼児とする。 (1)　本市に居住し，かつ，本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であること。 (2)　満3歳未満の者(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の32の10第3項に規定する者を除く。)であること。 (乳児等通園支援事業の利用時間数) 第10条の4　乳児等通園支援事業を利用することができる時間数は対象乳幼児1人につき1月当たり10時間を上限とし，乳児等通園支援事業の利用に係る時間数の算定方法は規則で定める。 (乳児等通園支援事業の利用に係る認定) 第10条の5　乳児等通園支援事業を利用しようとする対象乳幼児の保護者は，あらかじめ市長の認定を受けなければならない。 2　前項の認定(以下「認定」という。)を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。 3　認定は，前項の申請をした者が本市に居住し，かつ，本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であるときに行うことができる。 (乳児等通園支援事業の利用に係る辞退等の届出) 第10条の6　認定を受けた者(以下「認定者」という。)は，次の各号のいずれかに該当するとき

は，規則で定めるところにより，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。

(1)　認定を辞退しようとするとき。

(2)　認定者に係る対象乳幼児が第10条の3の規定に該当しなくなったとき。

(3)　前条第3項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4)　認定を受けた事項に変更が生じたとき。

(乳児等通園支援事業の利用に係る認定の取消し)

第10条の7　市長は，認定者が前条第1号から第3号までの規定に該当する旨の届出をしたときは，当該認定者の認定を取り消すものとする。

2　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，認定を取り消すことができる。

(1)　認定者が前条第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって，その旨の届出をしないとき。

(2)　認定者が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(3)　認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。

(乳児等通園支援事業の利用に係る許可等)

第10条の8　認定者は，乳児等通園支援事業を利用しようとするときは，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2　前項の許可(以下「許可」という。)を受けようとする認定者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

3　市長は，許可に際し，保育園の管理運営上必要な条件を付することができる。

4　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可をしないことができる。

(1)　負傷，疾病その他の事由により許可に係る対象乳幼児が集団での生活に耐えないと認めるとき。

(2)　第2項の申請をした認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか，保育園の管理運営上支障があると認めるとき。

(乳児等通園支援事業の利用に係る許可の取消し等)

第10条の9　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可を取り消し，又は利用を制限し，若しくは利用の停止を命じることができる。

(1)　許可を受けた者(以下「利用者」という。)

	が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 (2)　利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3)　災害その他の事故により乳児等通園支援事業を実施することができなくなったとき。 (4)　前3号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。 (乳児等通園支援利用料) 第10条の10　市長は，利用者から乳児等通園支援事業に係る費用(以下「乳児等通園支援利用料」という。)を徴収する。 2　乳児等通園支援利用料の額は，別表第4のとおりとする。
(保育料等の減免) 第11条　市長は，規則で定めるところにより，保育料，延長保育料又は一時預かり保育料(以下「保育料等」という。)の減額又は免除をすることができる。 2　前項の減額又は免除を受けようとする保護者又は扶養義務者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。ただし，市長が申請を要しないと認めるときは，この限りでない。 (保育料等の返還) 第12条　略 2　前項ただし書の返還を受けようとする保護者又は扶養義務者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。ただし，市長が申請を要しないと認めるときは，この限りでない。	(保育料等の減免) 第11条　市長は，規則で定めるところにより，保育料，延長保育料，一時預かり保育料又は乳児等通園支援利用料(以下「保育料等」という。)の減額又は免除をすることができる。 2　前項の減額又は免除を受けようとする保護者若しくは扶養義務者又は利用者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。ただし，市長が申請を要しないと認めるときは，この限りでない。 (保育料等の返還) 第12条　略 2　前項ただし書の返還を受けようとする保護者若しくは扶養義務者又は利用者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。ただし，市長が申請を要しないと認めるときは，この限りでない。 別表第4(第10条の10第2項) 区分 ／ 乳児等通園支援利用料の額 利用1回当たりの時間数が1時間以内の場合 ／ 300円 利用1回当たりの時間数が1時間を超える場合 ／ 30分当たり150円 備考　利用1回当たりの時間数が1時間を超える場合において，その時間数に30分未満の端数が生じたときは，当該端数を30分とみなす。

柏市子ども・子育て支援複合施設条例（令和５年柏市条例第３０号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
目次 第1章　略 第2章　柏駅前送迎保育ステーション(第3条―第13条)	目次 第1章　略 第2章　柏駅前送迎保育ステーション 第1節　通則(第3条)

	第2節　送迎保育事業(第4条―第12条) 第3節　乳児等通園支援事業(第12条の2―第12条の10) 第4節　雑則(第13条)
第3章から第7章まで　略	第3章から第7章まで　略
附則	附則
第2章　柏駅前送迎保育ステーション	第2章　柏駅前送迎保育ステーション 第1節　通則
(設置)	(設置)
第3条　保育の利用に係る家庭の利便性の向上を図るため，複合施設に柏駅前送迎保育ステーション(以下「送迎ステーション」という。)を設置する。	第3条　保育の利用に係る家庭の利便性の向上を図るとともに，全ての子どもの育ちを応援し，子どもの良質な成育環境の整備を図るため，送迎保育事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(以下「乳児等通園支援事業」という。)を実施するための施設として，複合施設に柏駅前送迎保育ステーション(以下「送迎ステーション」という。)を設置する。
	第2節　送迎保育事業
(業務)	(送迎保育事業)
第4条　送迎ステーションは，児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他規則で定める施設(次条において「保育所等」という。)の利用に係る児童の送迎の際の一時的な保育を実施する。	第4条　前条の送迎保育事業とは，法第39条第1項に規定する保育所，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他規則で定める施設(次条において「保育所等」という。)の利用に係る児童の送迎の際の一時的な保育を行う事業をいう。
(対象児童)	(対象児童)
第5条　送迎ステーションの利用の対象となる児童(以下この章において「対象児童」という。)は，次の各号に掲げる要件を満たす児童とする。	第5条　送迎保育事業の対象となる児童(以下この節において「対象児童」という。)は，次の各号に掲げる要件を満たす児童とする。
(1)から(4)まで　略	(1)から(4)まで　略
(利用者の範囲)	(利用者の範囲)
第6条　送迎ステーションを利用することができる者は，対象児童の保護者であって，市内に住所を有するものとする。	第6条　送迎保育事業を利用することができる者は，対象児童の保護者であって，市内に住所を有するものとする。
(利用の許可等)	(利用の許可等)
第7条　送迎ステーションを利用しようとする者は，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	第7条　送迎保育事業を利用しようとする者は，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
2　前項の許可(以下この章において「許可」という。)を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。	2　前項の許可(以下この節において「許可」という。)を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。
3及び4　略	3及び4　略

(辞退等の届出)

第8条　許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)は，次の各号のいずれかに該当するときは，規則で定めるところにより，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。

(1)及び(2)　略

(3)　利用者が送迎ステーションの利用を辞退しようとするとき。

(許可の取消し等)

第9条　略

2　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可を取り消し，又は利用を制限し，若しくは利用の停止を命じることができる。

(1)から(4)まで　略

(5)　災害その他の事故により利用者が送迎ステーションの利用ができなくなったとき。

(6)　略

(使用料)

第10条　利用者は，別表に定める額の使用料(以下この章において「使用料」という。)を納付しなければならない。

(辞退等の届出)

第8条　許可を受けた者(以下この節において「利用者」という。)は，次の各号のいずれかに該当するときは，規則で定めるところにより，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。

(1)及び(2)　略

(3)　利用者が送迎保育事業の利用を辞退しようとするとき。

(許可の取消し等)

第9条　略

2　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可を取り消し，又は利用を制限し，若しくは利用の停止を命じることができる。

(1)から(4)まで　略

(5)　災害その他の事故により送迎保育事業を実施することができなくなったとき。

(6)　略

(使用料)

第10条　利用者は，別表に定める額の使用料(以下この節において「使用料」という。)を納付しなければならない。

第3節　乳児等通園支援事業

(対象乳幼児)

第12条の2　乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供の対象となる者(以下この節において「対象乳幼児」という。)は，次に掲げる要件を満たす乳児又は幼児とする。

(1)　本市に居住し，かつ，本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であること。

(2)　満3歳未満の者(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の32の10第3項に規定する者を除く。)であること。

(利用時間数)

第12条の3　乳児等通園支援事業を利用することができる時間数は対象乳幼児1人につき1月当たり10時間を上限とし，乳児等通園支援事業の利用に係る時間数の算定方法は規則で定める。

(認定)

第12条の4　乳児等通園支援事業を利用しようとする対象乳幼児の保護者は，あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

2　前項の認定(以下この節において「認定」という。)を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

3　認定は，前項の申請をした者が本市に居住し，

かつ，本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であるときに行うことができる。

(辞退等の届出)

第12条の5　認定を受けた者(以下この節において「認定者」という。)は，次の各号のいずれかに該当するときは，規則で定めるところにより，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。

(1)　認定を辞退しようとするとき。

(2)　認定者に係る対象乳幼児が第12条の2の規定に該当しなくなったとき。

(3)　前条第3項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4)　認定を受けた事項に変更が生じたとき。

(認定の取消し)

第12条の6　市長は，認定者が前条第1号から第3号までの規定に該当する旨の届出をしたときは，当該認定者の認定を取り消すものとする。

2　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，認定を取り消すことができる。

(1)　認定者が前条第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって，その旨の届出をしないとき。

(2)　認定者が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(3)　認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。

(利用の許可等)

第12条の7　認定者は，乳児等通園支援事業を利用しようとするときは，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2　前項の許可(以下この節において「許可」という。)を受けようとする認定者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

3　市長は，許可に際し，送迎ステーションの管理運営上必要な条件を付することができる。

4　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可をしないことができる。

(1)　負傷，疾病その他の事由により許可に係る対象乳幼児が集団での生活に耐えないと認めるとき。

(2)　第2項の申請をした認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか，送迎ステーションの管理運営上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条　略

別表(第10条，第29条)

施設	使用料
送迎ステーション	児童1人につき月額1,000円(午後6時から午後7時までの間に利用をしたときは，当該利用1回当たり100円を加算した額)
一時預かり施設	児童1人につき1時間当たり500円

備考　利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は，当該端数を1時間とみなす。

(許可の取消し等)

第12条の8　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可を取り消し，又は利用を制限し，若しくは利用の停止を命じることができる。

(1)　許可を受けた者(以下この節において「利用者」という。)が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2)　利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3)　災害その他の事故により乳児等通園支援事業を実施することができなくなったとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第12条の9　利用者は，別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(準用)

第12条の10　第11条及び第12条の規定は，乳児等通園支援事業について準用する。

第4節　雑則

(損害賠償)

第13条　略

別表(第10条，第12条の9，第29条)

区分		使用料の額
送迎保育事業		児童1人につき月額1,000円(午後6時から午後7時までの間に利用をしたときは，当該利用1回当たり100円を加算した額)
乳児等通園支援事業	利用1回当たりの時間数が1時間以内の場合	300円
	利用1回当たりの時間数が1時間を超える場合	30分当たり150円
一時預かり施設		児童1人につき1時間当たり500円

備考

1　乳児等通園支援事業の利用1回当たりの時間数が1時間を超える場合において，その時間数に30分未満の端数が生じたときは，当該端数を30分とみなす。

2　一時預かり施設の利用1回当たりの時間数に1時間未満の端数が生じた場合は，当該端数を1時間とみなす。

議案第　８号

柏市アフタースクール条例の制定について

柏市アフタースクール条例を次のとおり制定する。

令和　７年　６月　６日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

本市が設置する小学校において，児童に対し放課後等に多種多様な体験活動及び生活の場を提供することにより，全ての児童が安全で安心して自分らしく過ごすことができる放課後等における居場所の充実を図り，もって児童の健全な育成に資するため，柏市アフタースクール条例を制定したいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市アフタースクール条例

（目的）

第１条　この条例は，本市が設置する小学校において，児童に対し放課後等に多種多様な体験活動及び生活の場を提供することにより，全ての児童が安全で安心して自分らしく過ごすことができる放課後等における居場所の充実を図り，もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

（アフタースクール事業）

第２条　市長は，前条の目的を達成するため，アフタースクール事業を実施する。

２　前項のアフタースクール事業とは，次に掲げる事業を一体的に行う事業をいう。

(1) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業

(2) 学齢児童（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１８条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）に対し，主として学校の授業の終了後又は休業日において，学習，スポーツ，遊び，地域との交流その他の活動の機会を提供する事業

（実施場所）

第３条　前条第１項のアフタースクール事業（以下「事業」という。）は，本市が設置する小学校のうち規則で定めるもの（以下「事業実施校」という。）の施設及びこどもルーム（同条第２項第１号に掲げる事業を実施するために設置する施設をいう。次項及び第７条第３項第２号において同じ。）を利用して実施する。

２　こどもルームの名称及び位置は，別表のとおりとする。

（休業日及び実施時間）

第４条　事業の休業日は，次に掲げる日とする。ただし，市長が必要があると認めるときは，これを変更し，又は臨時に休業することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3) １月２日及び同月３日並びに１２月２９日から同月３１日まで

２　事業の実施時間は，事業実施校の休業日以外の日にあっては午後１時３０分又は当該事業実施校の授業の終了後のいずれか早い時間から午後７時まで，事業実施校の休業日にあっては午前８時（当該休業日が長期休業日（学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２９条第１項の規定により教育委員会が定める夏季，冬季，学年末等における休業日をいう。以下同じ。）である場合にあっては，午前７時）から午後７時までとする。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，これを変更することができる。

（事業の実施区分）

第５条　事業は，次に掲げる区分により実施する。

(1) 次号から第４号までに掲げる時間以外の時間に実施する事業（以下「第１号事業」という。）

(2) 事業実施校の休業日（長期休業日を除く。）の午前８時から午後５時までの間に実施する事業（以下「第２号事業」という。）

(3) 午後５時から午後７時までの間に実施する事業（以下「第３号事業」という。）

(4) 長期休業日の午前７時から午前８時までの間に実施する事業（以下「第４号事業」という。）

（事業の対象となる児童）

第６条　第１号事業の対象となる児童は，本市に住所を有し，又は本市が設置する小学校に在籍している学齢児童その他市長が認める児童（以下「対象児童」という。）とする。

２　第２号事業，第３号事業及び第４号事業の対象となる児童は，対象児童であって，その保護者（児童福祉法第６条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることができないもの又はこれに準じる状況にあるとして市長が認めるものとする。

（事業の利用）

第７条　事業を利用しようとする児童の保護者は，規則で定めるところにより市長に申請をし，その許可を受けなければならない。

２　前項の許可（以下「利用許可」という。）は，次に掲げる区分により行うものとする。この場合において，第１号に掲げる区分に係る利用許可は同項の申請に係る児童が当該申請に係る事業実施校に在籍している場合に，第４号に掲げる区分に係る利用許可は当該申請に係る保護者が併せて第２号又は第３号に掲げる区分に係る利用許可を受ける場合に限り行うものとする。

(1) 第１号事業の利用

(2) 第１号事業及び第２号事業の利用

(3) 第１号事業，第２号事業及び第３号事業の利用

(4) 第４号事業の利用

３　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，利用許可をしないことができる。

(1) 第１項の申請に係る児童が疾病その他の事由により集団生活に耐えないと認められるとき。

(2) 前項第２号から第４号までに掲げる区分に係る利用許可にあっては，規則で定めるこどもルームの定員を超えて第１項の申請があったとき。

(3) 第１項の申請に係る保護者が次条第１項又は第４項の利用料を滞納しているとき（これに準じるときとして規則で定めるときを含む。）。

(4) その他事業の運営上支障があると認められるとき。

（利用料）

第８条　利用許可を受けた者は，規則で定めるところにより，当該利用許可を受けた期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月（第１２条第２項又は第３項の規定により当該利用許可の取消しを受けた場合にあっては，当該取消しを受けた日の属する月）までの各月ごとに利用料を納付しなければならない。

２　前項の利用料の額は，利用許可に係る児童１人当たり，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第２項第１号又は第２号に掲げる区分に係る利用許可を受けた場合　４，０００円（８月分にあっては，９，０００円）
(2) 前条第２項第３号に掲げる区分に係る利用許可を受けた場合　８，０００円（８月分にあっては，１３，０００円）
(3) 前条第２項第４号に掲げる区分に係る利用許可を受けた場合　５００円（８月分にあっては，１，０００円）

３　利用許可に係る児童が同一の世帯に２人以上いる場合における当該児童のうち規則で定める１人のもの以外のものに係る第１項の利用料の額（前項第１号及び第２号に掲げる場合に係るものに限る。）は，同項の規定にかかわらず，同項第１号及び第２号に定める額の２分の１の額とする。

４　前３項に定めるもののほか，前条第２項第３号に掲げる区分に係る利用許可を受けた者が，規則で定めるところにより当該利用許可に係る児童について間食の提供を受けるときは，当該間食の提供に係る実費に相当する額として規則で定める額の利用料を納付しなければならない。

（利用料の減免）

第９条　市長は，規則で定めるところにより，前条第１項及び第４項の利用料の全部又は一部を免除することができる。

（利用料の返還）

第１０条　既に納付した第８条第１項及び第４項の利用料は，返還しない。ただし，市長は，やむを得ない理由があると認めるときは，当該利用料の全部又は一部を返還することができる。

（届出）

第１１条　利用許可を受けた者は，次の各号のいずれかに該当するときは，市長に届け出なければならない。
(1) 利用許可に係る児童について当該利用許可に係る事業を利用する必要がなくなったとき。
(2) 利用許可に係る児童が対象児童でなくなったとき。
(3) 第７条第２項第２号から第４号までに掲げる区分に係る利用許可に係る児童が第６条第２項に規定する要件に該当しなくなったとき。
(4) 第７条第３項第１号に掲げる事由に該当することとなったと

き。

(5) 前各号に掲げるもののほか，規則で定めるとき。

2　市長は，前項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）の規定による届出があったときは，当該届出に係る児童についての利用許可を取り消すものとする。

（利用許可の取消し等）

第１２条　市長は，利用許可に係る児童が学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１９条の規定による出席停止の指示を受けたときは，事業の利用の停止を命じることができる。

2　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，利用許可を取り消し，又は事業の利用を制限し，若しくは停止を命じることができる。

(1) 第７条第３項各号（第２号を除く。）に掲げる事由に該当するとき。

(2) 利用許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し，又は市長が行う事業の運営上必要な指示に従わないとき。

3　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可を受けた者が虚偽又は不正の手段により当該利用許可を受けたとき。

(2) 第７条第２項第２号から第４号までに掲げる区分に係る利用許可を受けた者が，正当な理由がないのに，長期にわたり当該利用許可に係る事業を利用しないとき。

(3) 前条第１項第２号又は第３号の規定による届出がなくて，これらの規定に該当することが判明したとき。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は，令和８年４月１日から施行する。ただし，附則第４項の規定（柏市立こどもルーム条例（平成７年柏市条例第１８

号）第２条の２第１項ただし書の改正規定に限る。）は公布の日から，次項の規定は令和７年１０月１日から施行する。

（準備行為）

２　第７条第１項の申請及び利用許可，第１１条第１項の規定による届出並びに同条第２項並びに第１２条第２項及び第３項の規定による利用許可の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行の日前においても，これらの規定の例により行うことができる。

（利用料の額の特例）

３　利用許可を受けた者が柏市立こどもルーム条例第４条第１項の許可を受けて当該利用許可に係る児童と同一の世帯に属する他の児童をこどもルームに入所させている場合における第８条第３項の規定の適用については，同項中「利用許可に係る児童」とあるのは「利用許可に係る児童及び柏市立こどもルーム条例（平成７年柏市条例第１８号）第４条第１項の許可に係る児童」と，「当該児童のうち規則で定める１人のもの以外のもの」とあるのは「当該利用許可に係る児童」とする。

（柏市立こどもルーム条例の一部改正）

４　柏市立こどもルーム条例の一部を次のように改正する。

第２条の２第１項本文中「金曜日まで」の次に「（規則で定める日を除く。）」を，「午後１時３０分」の次に「又は規則で定める時間のいずれか早い時間」を，「土曜日」の次に「及び規則で定める日」を加え，「午後６時３０分」を「午後７時」に改め，同項ただし書中「第２９条」を「第２９条第１項」に改める。

第５条第２項中「月額１０，０００円（８月分にあっては，月額１５，０００円）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額」に改め，同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合　月額１０，０００円（８月分にあっては，月額１５，０００円）

(2) 当該月において，午後５時から午後７時までの間の保育の提供を受けない場合　月額４，０００円（８月分にあっては，月額９，０００円）

第５条第３項中「同項に規定する」を「同項各号に定める」に

改める。

第５条の２を次のように改める。

第５条の２　削除

第５条の３第４項中「時間外保育を利用したときは，」を「規則で定めるところにより」に改め，同条第５項中「日額１００円」を「月額５００円（８月分にあっては，月額１，０００円）」に改める。

別表柏市立柏五小こどもルームの項から柏市立旭小こどもルームの項まで，柏市立酒井根小こどもルームの項及び柏市立土南部小こどもルームの項，柏市立松葉二小こどもルームの項から柏市立田中小こどもルームの項まで，柏市立酒井根東小こどもルームの項，柏市立土小こどもルームの項，柏市立柏八小こどもルームの項から柏市立大津ケ丘一小こどもルームの項まで，柏市立高柳小こどもルームの項及び柏市立高柳西小こどもルームの項，柏市立豊小こどもルームの項から柏市立柏三小こどもルームの項まで並びに柏市立田中北小こどもルームの項を削る。

別表（第３条第２項）

名称	位置
柏市立柏五小こどもルーム	柏市柏９３２番地の７
柏市立富勢小こどもルーム	柏市布施９２５番地の１
柏市立旭小こどもルーム	柏市旭町六丁目５番１７号
柏市立酒井根小こどもルーム	柏市酒井根１９番地の２
柏市立土南部小こどもルーム	柏市新逆井一丁目１０番１号
柏市立松葉二小こどもルーム	柏市松葉町二丁目１６番地
柏市立光ケ丘小こどもルーム	流山市向小金四丁目２０番地の１
柏市立柏四小こどもルーム	柏市松ケ崎１１８２番地の９
柏市立田中小こどもルーム	柏市大室１１９３番地の３
柏市立酒井根東小こどもルーム	柏市酒井根一丁目２番１号
柏市立土小こどもルーム	柏市増尾四丁目４番１号
柏市立柏八小こどもルーム	柏市永楽台二丁目８番１号
柏市立名戸ケ谷小こどもルーム	柏市名戸ケ谷４７４番地の１

柏市立大津ケ丘一小こどもルーム	柏市大津ケ丘三丁目５０番地
柏市立高柳小こどもルーム	柏市高南台三丁目１４番地１２
柏市立高柳西小こどもルーム	柏市しいの木台三丁目２番地
柏市立豊小こどもルーム	柏市豊四季６１０番地の２
柏市立松葉一小こどもルーム	柏市松葉町五丁目３番地
柏市立柏三小こどもルーム	柏市若葉町４番５４号
柏市立田中北小こどもルーム	柏市船戸一丁目７番地１

議案第８号資料

柏市アフタースクール条例について

柏市立こどもルーム条例（平成７年柏市条例第１８号）新旧対照表（附則第４項関係）

改正前	改正後
(開設時間)	(開設時間)
第2条の2　こどもルームの開設時間は，月曜日から金曜日までは午後1時30分から午後7時まで，土曜日は午前8時から午後6時30分までとする。ただし，学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定により教育委員会が定める柏市立小学校の休業日(県民の日を定める条例(昭和59年千葉県条例第3号)に規定する日及び臨時休業日を除く。)の月曜日から金曜日までは，午前8時から午後7時までとする。	第2条の2　こどもルームの開設時間は，月曜日から金曜日まで(規則で定める日を除く。)は午後1時30分又は規則で定める時間のいずれか早い時間から午後7時まで，土曜日及び規則で定める日は午前8時から午後7時までとする。ただし，学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により教育委員会が定める柏市立小学校の休業日(県民の日を定める条例(昭和59年千葉県条例第3号)に規定する日及び臨時休業日を除く。)の月曜日から金曜日までは，午前8時から午後7時までとする。
2　略	2　略
(保育料)	(保育料)
第5条　略	第5条　略
2　保育料の額は，児童1人につき，月額10,000円(8月分にあっては，月額15,000円)とする。	2　保育料の額は，児童1人につき，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　次号に掲げる場合以外の場合　月額10,000円(8月分にあっては，月額15,000円) (2)　当該月において，午後5時から午後7時までの間の保育の提供を受けない場合　月額4,000円(8月分にあっては，月額9,000円)
3　前項の規定にかかわらず，こどもルームに2人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち2人目以降の児童の保育料の額は，同項に規定する額の2分の1の額とする。	3　前項の規定にかかわらず，こどもルームに2人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち2人目以降の児童の保育料の額は，同項各号に定める額の2分の1の額とする。
(中途入所又は中途退所の場合における保育料の特例)	
第5条の2　児童の入所する日が当該入所する日の属する月の16日以後の日である場合における当該月分の保育料の額は，前条第2項又は第3項の規定により算出した額の2分の1の額とする。	第5条の2　削除
2　児童の退所する日が当該退所する日の属する月の15日以前の日である場合における当該月分の保育料の額は，前条第2項又は第3項の規定により算出した額の2分の1の額とする。	
(時間外保育等)	(時間外保育等)
第5条の3　略	第5条の3　略
2及び3　略	2及び3　略
4　前項の承諾を得た保護者は，時間外保育を利用したときは，時間外保育料を納付しなければならない。	4　前項の承諾を得た保護者は，規則で定めるところにより時間外保育料を納付しなければならない。

5　時間外保育料の額は，児童1人につき，日額100円とする。

別表(第2条)

名称	位置
柏市立柏五小こどもルーム	柏市柏932番地の7
柏市立富勢小こどもルーム	柏市布施925番地の1
柏市立旭小こどもルーム	柏市旭町六丁目5番17号
柏市立柏七小こどもルーム及び柏市立増尾西小こどもルーム　略	
柏市立酒井根小こどもルーム	柏市酒井根19番地の2
柏市立土南部小こどもルーム	柏市新逆井一丁目10番1号
柏市立柏一小こどもルームから柏市立柏二小こどもルームまで　略	
柏市立松葉二小こどもルーム	柏市松葉町二丁目16番地
柏市立光ケ丘小こどもルーム	流山市向小金四丁目20番地の1
柏市立柏四小こどもルーム	柏市松ケ崎1182番地の9
柏市立田中小こどもルーム	柏市大室1193番地の3
柏市立西原小こどもルーム及び柏市立十余二小こどもルーム　略	
柏市立酒井根東小こどもルーム	柏市酒井根一丁目2番1号
柏市立酒井根西小こどもルーム　略	
柏市立土小こどもルーム	柏市増尾四丁目4番1号
柏市立富勢西小こどもルーム及び柏市立高田小こどもルーム　略	
柏市立柏八小こどもルーム	柏市永楽台二丁目8番1号
柏市立名戸ケ谷小こどもルーム	柏市名戸ケ谷474番地の1
柏市立大津ケ丘一小こどもルーム	柏市大津ケ丘三丁目50番地
柏市立大津ケ丘二小こどもルーム　略	
柏市立高柳小こどもルーム	柏市高南台三丁目14番地12
柏市立高柳西小こどもルーム	柏市しいの木台三丁目2番地
柏市立風早北部小こどもルーム及び柏市立風早南部小こどもルーム　略	
柏市立豊小こどもルーム	柏市豊四季610番地の2
柏市立松葉一小こどもルーム	柏市松葉町五丁目3番地
柏市立柏三小こどもルーム	柏市若葉町4番54号
柏市立中原小こどもルームから柏市立富勢東小こどもルームまで　略	
柏市立田中北小こどもルーム	柏市船戸一丁目7番地1
柏市立手賀東小こどもルーム　略	

5　時間外保育料の額は，児童1人につき，月額500円(8月分にあっては，月額1,000円)とする。

別表(第2条)

名称	位置
柏市立柏七小こどもルーム及び柏市立増尾西小こどもルーム　略	
柏市立柏一小こどもルームから柏市立柏二小こどもルームまで　略	
柏市立西原小こどもルーム及び柏市立十余二小こどもルーム　略	
柏市立酒井根西小こどもルーム　略	
柏市立富勢西小こどもルーム及び柏市立高田小こどもルーム　略	
柏市立大津ケ丘二小こどもルーム　略	
柏市立風早北部小こどもルーム及び柏市立風早南部小こどもルーム　略	
柏市立中原小こどもルームから柏市立富勢東小こどもルームまで　略	
柏市立手賀東小こどもルーム　略	

議案第　９号

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の制定について

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例を次のとおり制定する。

令和　７年　６月　６日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

児童福祉法の改正に伴い，乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例

目次

第１章　総則（第１条―第２０条）
第２章　乳児等通園支援事業
第１節　通則（第２１条）
第２節　一般型乳児等通園支援事業（第２２条―第２５条）
第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第２６条・第２７条）
第３章　雑則（第２８条・第２９条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の１６第１項の規定により，乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

（設備運営基準の目的）

第３条　設備運営基準は，明るくて，衛生的な環境において，素養があり，かつ，適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が，乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第２３項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより，乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が，心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第４条　市長は，柏市健康福祉審議会条例（平成１９年柏市条例第４６号）第１条第１項の規定により置かれた柏市健康福祉審議会の意見を聴き，乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し，設備運営基準を超えて，その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

２　本市は，設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（設備運営基準と乳児等通園支援事業者）

第５条　乳児等通園支援事業者は，設備運営基準を超えて，常にその設備及び運営を向上させなければならない。

２　設備運営基準を超えて，設備を有し，又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては，設備運営基準を理由として，その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第６条　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに，一人一人の人格を尊重して，その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，地域社会との交流及び連携を図り，利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し，その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は，自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は，定期的に外部の者による評価を受けて，その結果を公表し，常にその改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業所には，法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

６　乳児等通園支援事業所の構造設備は，採光，換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第７条　乳児等通園支援事業者は，軽便消火器等の消火用具，非常

ロその他非常災害に必要な設備を設けるとともに，非常災害に対する具体的計画を立て，これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，少なくとも毎月１回，避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第８条　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の安全の確保を図るため，乳児等通園支援事業所ごとに，当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検，職員，利用乳幼児等に対する事業所外での活動，取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導，職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，職員に対し，安全計画について周知するとともに，前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう，保護者に対し，安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は，定期的に安全計画の見直しを行い，必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第９条　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の事業所外での活動，取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは，利用乳幼児の乗車及び降車の際に，点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により，利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより１つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは，

当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え，これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第１０条　乳児等通園支援事業者の職員は，健全な心身を有し，豊かな人間性と倫理観を備え，児童福祉事業に熱意のある者であって，できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第１１条　乳児等通園支援事業者の職員は，常に自己研さんに励み，法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第１２条　乳児等通園支援事業所は，他の社会福祉施設等を併せて設置するときは，その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り，必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第１３条　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の国籍，信条，社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって，差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第１４条　乳児等通園支援事業者の職員は，利用乳幼児に対し，法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第１５条　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には，必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに，それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第１６条　乳児等通園支援事業者は，食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては，当該施設において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第１７条　乳児等通園支援事業者は，次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種，員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類，支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第１８条　乳児等通園支援事業所には，職員，財産，収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第１９条　乳児等通園支援事業者の職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第２０条　乳児等通園支援事業者は，その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，その行った乳児等通園支援に関し，本市からの指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第２章　乳児等通園支援事業

第１節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第２１条　乳児等通園支援事業は，一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

２　一般型乳児等通園支援事業とは，乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは，保育所，認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい，保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において，当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって，当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第２２条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は，次に掲げるとおりとする。

(1) 乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には，乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は，乳児又は前号の幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には，乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(4) 満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には，保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は，前号の幼児１人につき１．９８平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には，乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(7) 乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は次のア，イ及びカの要件に，保育室等を３階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ，同表の中欄に掲げる区分ごとに，それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令（昭和２５年政

		令第３３８号）第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 ４　屋外階段
３階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 ３　屋外階段
４階以上の階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし，同条第１項の場合においては，当該屋内階段の構造は，建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り，屋内と階段室とは，バルコニー又は付室（階段室が同条第３項

		第２号に規定する構造を有する場合を除き，同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし，かつ，同項第３号，第４号及び第１０号を満たすものとする。） ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ３　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ，かつ，保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には，当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において，換気，暖房又は冷房の設備の風道が，当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ｱ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ｲ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ，かつ，当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入りし，又は通行する場所に，乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン，敷物，建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第２３条　一般型乳児等通園支援事業所には，保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２　乳児等通園支援従事者の数は，乳児おおむね３人につき１人以上，満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし，そのうち半数以上は保育士とする。ただし，一般型乳児等通園支援事業所１につき２人を下ることはできない。

３　第１項に規定する乳児等通園支援従事者は，専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所，幼稚園，認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって，当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ，かつ，専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって，保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され，かつ，当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第２４条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ，

乳児等通園支援事業の特性に留意して，利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第２５条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は，利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり，乳児等通園支援の内容等につき，その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第２６条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は，次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　認定こども園法第３条第２項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園　幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第２７条　第２４条及び第２５条の規定は，余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において，第２４条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と，第２５条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第３章　雑則

（電磁的記録）

第２８条　乳児等通園支援事業者及びその職員は，記録，作成その

他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第２９条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この条例は，令和７年１０月１日から施行する。

議案第１０号

柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定について

柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　６月　６日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域内における建築物に関する制限を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

柏市地区計画区域内建築物制限条例（平成１０年柏市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区計画

別表第２に次のように加える。

柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域	Ａ地区	１　準工業地域内に建築してはならない建築物 ２　危険物の貯蔵又は処理に供する建築物以外の建築物にあっては，次に掲げる建築物のいずれにも該当しないもの (1) 研究開発等施設に複合する用途のもの又は附属するもので次に掲げるもの ア　住宅，共同住宅，寄宿舎又は下宿 イ　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの ウ　店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が３，０００平方メートル以内のもの エ　ホテル又は旅館 オ　学校，図書館その他これらに類するもの カ　大学，高等専門学校，専修学校その他これらに類するもの キ　病院 ク　公衆浴場

		ケ　診療所 コ　保育所 サ　老人ホーム，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの シ　老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの ス　自動車教習所 セ　自家用倉庫 ソ　畜舎 タ　パン屋，米屋，豆腐屋，菓子屋，洋服店，畳屋，建具屋，自転車店等で作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内のもの チ　自動車修理工場で作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内のもの (2) 研究開発等に関わるもので次に掲げるもの ア　事務所 イ　工場（法別表第２（と）項第３号（１の２），（２），（２の２），（３），（４の２），（４の３），（４の５），（４の６），（５），（６），（９），（１３），（１４）及び（１６）に掲げる事業を営むもの並びに同表（ぬ）項第１号及び第３号に掲げるもの並びに法第５１条に規定する用途に供するものを除く。） (3) 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物 (4) 前３号に掲げる建築物又はＢ地区の目第１号から第６号までに掲げる建築物に附属する自動車車庫

	B 地区	1　準工業地域内に建築してはならない建築物 2　危険物の貯蔵又は処理に供する建築物以外の建築物にあっては，次に掲げる建築物のいずれにも該当しないもの (1) 研究開発等施設に複合する用途のもの又は附属するもので次に掲げるもの ア　住宅，寄宿舎又は下宿 イ　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの ウ　店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が３，０００平方メートル以内のもの エ　学校，図書館その他これらに類するもの オ　大学，高等専門学校，専修学校その他これらに類するもの カ　公衆浴場 キ　老人ホーム，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ク　老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの ケ　自家用倉庫 コ　畜舎 サ　パン屋，米屋，豆腐屋，菓子屋，洋服店，畳屋，建具屋，自転車店等で作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内のもの シ　自動車修理工場で作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内のもの (2) 研究開発等に関わるもので次に掲げるもの

		ア　事務所 イ　ホテル又は旅館 ウ　共同住宅 エ　アからウまでに掲げる建築物に複合する店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が３，０００平方メートル以内のもの オ　工場（法別表第２（と）項第３号（１の２），（２），（２の２），（３），（４の２），（４の３），（４の５），（４の６），（５），（６），（９），（１３），（１４）及び（１６）に掲げる事業を営むもの並びに同表（ぬ）項第１号及び第３号に掲げるもの並びに法第５１条に規定する用途に供するものを除く。） (3) 病院 (4) 診療所 (5) 保育所 (6) 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物 (7) 前各号に掲げる建築物又はＡ地区の目第１号から第３号までに掲げる建築物に附属する自動車車庫

備考

1　この表において「研究開発等施設」とは，柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域において建築することができる病院，診療所，研究所，試験所，医療・研究支援施設，工場その他これらに類する研究開発の用に供する建築物又は研究開発を推進し，その成果の普及等を図るための研修施設，交流施設その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

２　この表において「研究開発等に関わるもの」とは，研究開発等施設及び研究機関に関連する施設並びにライフサイエンス分野，ＡＩ・ＩｏＴ・ビッグデータ分野，創薬分野，先端医療分野等の先端産業に関連する施設をいう。

別表第４に次のように加える。

柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域	１　建築物の壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離は，次に掲げるとおりとする。 (1) １号壁面線にあっては，道路境界線から１メートル以上 (2) ２号壁面線にあっては，柏都市計画道路３・４・９号葉山十余二線及び柏都市計画道路３・３・３４号江戸川台船戸線のそれぞれの都市計画道路境界線から５メートル以上 (3) ３号壁面線にあっては，道路境界線から５メートル以上 (4) ４号壁面線にあっては，隣地境界線から５メートル以上 (5) ５号壁面線にあっては，道路境界線から５メートル以上 ２　前項の規定は，次に掲げるものには適用しない。 (1) 出窓，建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの (2) 車庫等で高さが３メートル以下かつ床面積の合計が３６平方メートル以内のもの (3) 物置等で軒の高さが２．３メートル以下かつ床面積の合計が５平方メートル以内のもの (4) 設備置場，機械室等 (5) 建築物の保安及び管理上やむを得ないもの

別表第５に次のように加える。

柏都市計画柏の葉医療・研究開発地	Ａ地区 Ｂ地区	建築物の各部分（３号壁面線の前面道路の反対側の境界線からの水平距離が２０メートル以内にあるものに限る。）の高さの最高限度は，当該建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線まで

区地区整備計画区域		の水平距離に１．２５を乗じたものとし，当該建築物の各部分の高さの最高限度の緩和に関する措置等は政令第１３０条の１１から第１３５条の１１までに定めるところによる。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第１０号資料

柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例について

柏市地区計画区域内建築物制限条例（平成１０年柏市条例第２０号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表第1(第3条)
柏都市計画逆井・藤心地区地区計画から柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区計画まで　略

別表第2(第5条)
<table><tr><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td>区域</td><td>地区</td><td>建築してはならない建築物</td></tr><tr><td colspan="3">柏都市計画柏駅東口E街区第一地区地区整備計画区域から柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区整備計画区域まで　略</td></tr></table></td><td>別表第1(第3条)
柏都市計画逆井・藤心地区地区計画から柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区計画まで　略
柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区計画

別表第2(第5条)
<table><tr><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td>区域</td><td>地区</td><td>建築してはならない建築物</td></tr><tr><td colspan="3">柏都市計画柏駅東口E街区第一地区地区整備計画区域から柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区整備計画区域まで　略</td></tr><tr><td>柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域</td><td>A 地区</td><td>1　準工業地域内に建築してはならない建築物
2　危険物の貯蔵又は処理に供する建築物以外の建築物にあっては，次に掲げる建築物のいずれにも該当しないもの
(1)　研究開発等施設に複合する用途のもの又は附属するもので次に掲げるもの
ア　住宅，共同住宅，寄宿舎又は下宿
イ　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3で定めるもの
ウ　店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの
エ　ホテル又は旅館
オ　学校，図書館その他これらに類するもの
カ　大学，高等専門学校，専修学校その他これらに類するもの
キ　病院
ク　公衆浴場
ケ　診療所
コ　保育所
サ　老人ホーム，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
シ　老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの
ス　自動車教習所
セ　自家用倉庫
ソ　畜舎
タ　パン屋，米屋，豆腐屋，菓子屋，洋服店，畳屋，建具屋，自転車店等で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
チ　自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
(2)　研究開発等に関わるもので次に掲げるもの</td></tr></table></td></tr>
</table>

				ア　事務所 イ　工場(法別表第2(と)項第3号(1の2)，(2)，(2の2)，(3)，(4の2)，(4の3)，(4の5)，(4の6)，(5)，(6)，(9)，(13)，(14)及び(16)に掲げる事業を営むもの並びに同表(ぬ)項第1号及び第3号に掲げるもの並びに法第51条に規定する用途に供するものを除く。) (3)　巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4)　前3号に掲げる建築物又はB地区の目第1号から第6号までに掲げる建築物に附属する自動車車庫
			B 地区	1　準工業地域内に建築してはならない建築物 2　危険物の貯蔵又は処理に供する建築物以外の建築物にあっては，次に掲げる建築物のいずれにも該当しないもの (1)　研究開発等施設に複合する用途のもの又は附属するもので次に掲げるもの ア　住宅，寄宿舎又は下宿 イ　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3で定めるもの ウ　店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの エ　学校，図書館その他これらに類するもの オ　大学，高等専門学校，専修学校その他これらに類するもの カ　公衆浴場 キ　老人ホーム，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ク　老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの ケ　自家用倉庫 コ　畜舎 サ　パン屋，米屋，豆腐屋，菓子屋，洋服店，畳屋，建具屋，自転車店等で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの シ　自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの (2)　研究開発等に関わるもので次に掲げるもの ア　事務所 イ　ホテル又は旅館 ウ　共同住宅 エ　アからウまでに掲げる建築物に複合する店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの オ　工場(法別表第2(と)項第3号(1の2)，(2)，(2の2)，(3)，(4の2)，(4の3)，(4の5)，(4の6)，(5)，(6)，

		(9)，(13)，(14)及び(16)に掲げる事業を営むもの並びに同表(ぬ)項第1号及び第3号に掲げるもの並びに法第51条に規定する用途に供するものを除く。) (3)　病院 (4)　診療所 (5)　保育所 (6)　巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (7)　前各号に掲げる建築物又はA地区の目第1号から第3号までに掲げる建築物に附属する自動車車庫

備考

1　この表において「研究開発等施設」とは，柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域において建築することができる病院，診療所，研究所，試験所，医療・研究支援施設，工場その他これらに類する研究開発の用に供する建築物又は研究開発を推進し，その成果の普及等を図るための研修施設，交流施設その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

2　この表において「研究開発等に関わるもの」とは，研究開発等施設及び研究機関に関連する施設並びにライフサイエンス分野，AI・IoT・ビッグデータ分野，創薬分野，先端医療分野等の先端産業に関連する施設をいう。

別表第4(第7条)

(ア)	(イ)
区域	壁面の位置の制限
柏都市計画逆井・藤心地区地区整備計画区域から柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区整備計画区域まで　略	

別表第4(第7条)

(ア)	(イ)
区域	壁面の位置の制限
柏都市計画逆井・藤心地区地区整備計画区域から柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区整備計画区域まで　略	
柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域	1　建築物の壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離は，次に掲げるとおりとする。 (1)　1号壁面線にあっては，道路境界線から1メートル以上 (2)　2号壁面線にあっては，柏都市計画道路3・4・9号葉山十余二線及び柏都市計画道路3・3・34号江戸川台船戸線のそれぞれの都市計画道路境界線から5メートル以上 (3)　3号壁面線にあっては，道路境界線から5メートル以上 (4)　4号壁面線にあっては，隣地境界線から5メートル以上 (5)　5号壁面線にあっては，道路境界線から5メートル以上 2　前項の規定は，次に掲げるものには適用しない。 (1)　出窓，建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの (2)　車庫等で高さが3メートル以下かつ床面積の合計が36平方メートル以内のもの (3)　物置等で軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内のもの (4)　設備置場，機械室等 (5)　建築物の保安及び管理上やむを得ないもの

別表第5(第8条)

別表第5(第8条)

(ア)	(イ)	(ウ)
区域	地区	建築物の高さの最高限度
柏都市計画松ケ崎第一地区地区整備計画区域から柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区整備計画区域まで　略		

(ア)	(イ)	(ウ)
区域	地区	建築物の高さの最高限度
柏都市計画松ケ崎第一地区地区整備計画区域から柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区整備計画区域まで　略		
柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の各部分(3号壁面線の前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以内にあるものに限る。)の高さの最高限度は，当該建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じたものとし，当該建築物の各部分の高さの最高限度の緩和に関する措置等は政令第130条の11から第135条の11までに定めるところによる。